



宮 崎 県 公 報

令和6年2月29日(木曜日) 第487号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮崎市の旭1丁目6番25号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 44,400円

目 次

目 次	頁
規 則	
○都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則……………(都市計画課) 1	
○都市公園条例施行規則の一部を改正する規則…(“) 1	
告 示	
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出(福祉保健課) 2	
○生活保護法に基づく医療機関の指定……………(“) 2	
○保安林の指定予定の通知……………(自然環境課) 2	
○保安林の指定解除の予定の通知……………(“) 3	
○土砂災害特別警戒区域の指定……………(砂防課) 3	
訓 令	
○宮崎県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令……………(総務事務センター) 5	
公 告	
○土地改良区の役員の退任の届出……………(農村整備課) 5	
○農地を利用する権利の設定に関する裁定……………(担い手農地対策課) 5	
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し……………(管理課) 6	
○都市計画の変更図書の写しの縦覧……………(都市計画課) 6	
人事委員会規則	
○職員の任用に関する規則の一部を改正する規則……………6	
人事委員会公告	
○令和6年度宮崎県職員採用試験(大学卒業程度(一般行政特別枠、土木特別枠、農業土木特別枠、畜産特別枠、林業特別枠))の実施……………7	
○令和6年度宮崎県職員採用試験(大学卒業程度(技術系職種))及び保健師採用試験の実施……………7	
○令和6年度宮崎県職員採用試験(大学卒業程度(一般行政・土木・農業土木・畜産・林業(社人)))の実施……………8	
公安委員会公告	
○警備員等の検定の実施について……………8	
選挙管理委員会告示	
○政党その他の政治団体の設立、異動及び解散の届出……………10	
○資金管理団体の異動及び資金管理団体でなくなった旨の届出……………11	

規 則

都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和6年2月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第4号

都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

都市公園条例の一部を改正する条例(令和5年宮崎県条例第47号)の施行期日は、令和6年3月6日とする。

都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第5号

都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

都市公園条例施行規則(昭和61年宮崎県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(広告物を掲出できる公園施設)	(広告物を掲出できる公園施設)
第5条 条例第3条第1項第4号の規則で定める公園施設は、宮崎県総合運動公園に設けられる公園施設のうち次に掲げる公園施設とする。 (1)～(15) [略]	第5条 条例第3条第1項第4号の規則で定める公園施設は、宮崎県総合運動公園に設けられる公園施設のうち次に掲げる公園施設とする。 (1)～(15) [略]
(広告物掲出の基準)	<u>(16) 屋内走路</u> (広告物掲出の基準)

第6条 [略]

2 前条各号に掲げる公園施設において広告物を掲出することができる場所は、次の表の左欄に掲げる公園施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる場所に限るものとする。ただし、良好な景観の形成若しくは風致の維持又は公衆に対する危害の防止を考慮して、知事が支障ないと認める場合にあっては、この限りでない。

公園施設	広告物を掲出することができる場所
[略]	
5 [略]	

3 [略]

(開業時間)

第12条 有料公園施設の開業時間は、午前9時から午後5時まで(補助球技場、庭球場、武道館、硬式野球場、屋内運動場及び駐車場にあっては、午前9時から午後10時まで)とする。

2 [略]

第6条 [略]

2 前条各号に掲げる公園施設において広告物を掲出することができる場所は、次の表の左欄に掲げる公園施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる場所に限るものとする。ただし、良好な景観の形成若しくは風致の維持又は公衆に対する危害の防止を考慮して、知事が支障ないと認める場合にあっては、この限りでない。

公園施設	広告物を掲出することができる場所
[略]	
5 [略]	
6 屋内走路	建物の内部

3 [略]

(開業時間)

第12条 有料公園施設の開業時間は、午前9時から午後5時まで(補助球技場、庭球場、武道館、硬式野球場、屋内運動場、屋内走路及び駐車場にあっては、午前9時から午後10時まで)とする。

2 [略]

別記様式第11号(その2)中

近 的
遠 的

を

近 的	全・2/3・1/3
遠 的	全・1/2

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年3月6日から施行する。ただし、別記様式第11号(その2)の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の都市公園条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第99号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(第55条第2項において準用する同法第50条の2)(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和6年2月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
やまうち泌尿器科内科	日向市北町1丁目50番地	令和3年6月30日
せきもと整形外科	日向市財光寺字松立1438番地1	令和5年6月30日
訪問看護ステーション 福ちゃん	都城市梅北町9438番地1	令和5年11月1日

宮崎県告示第100号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、

医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和6年2月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
やまうち泌尿器科内科	日向市北町1丁目50番地	令和3年7月1日
せきもと整形外科	日向市財光寺字松立1438番地1	令和5年7月1日
医療法人けんゆう会 園田病院	小林市堤3005番地1	令和5年12月1日

宮崎県告示第101号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年2月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市高城町有水字久井ヶ野3898-17、3898-18
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - A 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - I 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 102号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和6年2月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 解除予定保安林の所在場所 えびの市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西諸県農林振興局並びにえびの市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 103号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和6年2月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西米良村	竹之尾谷	07- 403- 1 - 013	土 石 流
	長 藪 谷 (1)	07- 403- 2 - 037	土 石 流
	松 原 (1)	07- 403- 2 - 049	土 石 流
	竹之尾 1	I - 1 - 1042	急傾斜地の崩壊
	一番の久保	I - 1 - 1043	急傾斜地の崩壊
	春 之 平	I - 1 - 1045	急傾斜地の崩壊
	元米良-新①	I - 1 - 1046-新①	急傾斜地の崩壊
	田 之 元	I - 1 - 1047	急傾斜地の崩壊
	桐原その 4	I - 1 - 1048	急傾斜地の崩壊

桐原その 5	I - 1 - 1049	急傾斜地の崩壊
桐原その 2	I - 1 - 1050	急傾斜地の崩壊
大 王 鶴	I - 1 - 1055	急傾斜地の崩壊
下 板 谷	I - 1 - 1056	急傾斜地の崩壊
上 板 谷	I - 1 - 1057	急傾斜地の崩壊
越野尾その 1	I - 1 - 1064	急傾斜地の崩壊
三 久 保	I - 1 - 2104	急傾斜地の崩壊
縄 瀬 - 1	I - 1 - 3384	急傾斜地の崩壊
吉 村	I - 1 - 3386	急傾斜地の崩壊
吉村-新①	I - 1 - 3386-新①	急傾斜地の崩壊
猪野津久呂-1-新①	I - 1 - 3387-新①	急傾斜地の崩壊
越 野 尾 校	I - 2 - 0049	急傾斜地の崩壊
越野尾校-新①	I - 2 - 0049-新①	急傾斜地の崩壊
小川公営住宅	II - 1 - 1063	急傾斜地の崩壊
小川公営住宅-新②	II - 1 - 1063-新②	急傾斜地の崩壊
大王鶴-1	II - 1 - 2103	急傾斜地の崩壊
横 谷	II - 1 - 6015	急傾斜地の崩壊
槇之口-3	II - 1 - 6018	急傾斜地の崩壊
上米良-1	II - 1 - 6019	急傾斜地の崩壊
上米良-1-新①	II - 1 - 6019-新①	急傾斜地の崩壊
上米良-1-新②	II - 1 - 6019-新②	急傾斜地の崩壊
上米良-1-新③	II - 1 - 6019-新③	急傾斜地の崩壊
上米良-1-新④	II - 1 - 6019-新④	急傾斜地の崩壊

上米良 - 2	II - 1 - 6020	急傾斜地の崩壊	小川 - 3 - 新①	II - 1 - 6059 - 新①	急傾斜地の崩壊
吐合その 4	II - 1 - 6024	急傾斜地の崩壊	横 野	II - 1 - 6061	急傾斜地の崩壊
八重その 4	II - 1 - 6026	急傾斜地の崩壊	児原 - 1	II - 1 - 6063	急傾斜地の崩壊
鶴瀬 - 2	II - 1 - 6028	急傾斜地の崩壊	児原 - 2	II - 1 - 6064	急傾斜地の崩壊
鶴瀬 - 3	II - 1 - 6029	急傾斜地の崩壊	児原 - 2 - 新①	II - 1 - 6064 - 新①	急傾斜地の崩壊
深瀬 - 1	II - 1 - 6030	急傾斜地の崩壊	磯 石	II - 1 - 6065	急傾斜地の崩壊
釜瀬 - 2	II - 1 - 6032	急傾斜地の崩壊	槇之口 - 4	II - 1 - 6067	急傾斜地の崩壊
井戸内 - 1	II - 1 - 6033	急傾斜地の崩壊	下 村	II - 1 - 6069	急傾斜地の崩壊
井戸内 - 3	II - 1 - 6035	急傾斜地の崩壊	八重その 2	II - 1 - 6071	急傾斜地の崩壊
井戸内 - 4	II - 1 - 6036	急傾斜地の崩壊	深瀬 - 2	II - 1 - 6072	急傾斜地の崩壊
井戸内 - 5	II - 1 - 6037	急傾斜地の崩壊	囲 (上米良)	II - 1 - 6073	急傾斜地の崩壊
堤原 - 1	II - 1 - 6041	急傾斜地の崩壊	井戸内 - 6	II - 1 - 6074	急傾斜地の崩壊
堤原 - 1 - 新①	II - 1 - 6041 - 新①	急傾斜地の崩壊	井戸内 - 7	II - 1 - 6075	急傾斜地の崩壊
中三財 - 1	II - 1 - 6042	急傾斜地の崩壊	井戸内 - 8	II - 1 - 6076	急傾斜地の崩壊
中三財 - 2	II - 1 - 6043	急傾斜地の崩壊	折 立	II - 1 - 6080	急傾斜地の崩壊
坊主荘 - 1	II - 1 - 6044	急傾斜地の崩壊	古 屋 敷	II - 1 - 6081	急傾斜地の崩壊
吉 村 - 1	II - 1 - 6045	急傾斜地の崩壊	中三財 - 3	II - 1 - 6082	急傾斜地の崩壊
上板谷 - 3	II - 1 - 6046	急傾斜地の崩壊	中三財 - 3 - 新①	II - 1 - 6082 - 新①	急傾斜地の崩壊
上板谷 - 3 - 新①	II - 1 - 6046 - 新①	急傾斜地の崩壊	松 原	II - 1 - 6083	急傾斜地の崩壊
下板谷 - 1	II - 1 - 6049	急傾斜地の崩壊	合 崎	II - 1 - 6084	急傾斜地の崩壊
縄瀬 - 2	II - 1 - 6050	急傾斜地の崩壊	合崎 - 新①	II - 1 - 6084 - 新①	急傾斜地の崩壊
縄瀬 - 3	II - 1 - 6051	急傾斜地の崩壊	山 中	II - 1 - 6085	急傾斜地の崩壊
縄瀬 - 4	II - 1 - 6052	急傾斜地の崩壊	中 之 敷	II - 1 - 6086	急傾斜地の崩壊
小川 - 2	II - 1 - 6058	急傾斜地の崩壊	中之敷 - 新①	II - 1 - 6086 - 新①	急傾斜地の崩壊
小川 - 3	II - 1 - 6059	急傾斜地の崩壊	坊主荘 - 2	II - 1 - 6088	急傾斜地の崩壊

	鮎川原	II-1-6089	急傾斜地の崩壊		下鶴	II-1-6092	急傾斜地の崩壊
	沢水	II-1-6090	急傾斜地の崩壊		岩爪	II-1-6093	急傾斜地の崩壊
	流合-2	II-1-6091	急傾斜地の崩壊		岩爪-新①	II-1-6093-新①	急傾斜地の崩壊
	流合-2-新①	II-1-6091-新①	急傾斜地の崩壊		永江	II-2-0371	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県西都土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

訓 令

宮崎県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和6年2月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

訓令第1号

本 庁
各 出 先 機 関
労 働 委 員 会 事 務 局

宮崎県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

宮崎県職員安全衛生管理規程（昭和62年訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（定義）</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>（3） 部 <u>宮崎県部設置条例</u>（平成16年宮崎県条例第4号）第1条の規定により設けられた部、宮崎県行政組織規則（平成10年宮崎県規則第15号）第6条第1項の規定により設けられた会計管理局及び労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第6項において準用する同法第19条の11第1項の規定により設けられた労働委員会事務局をいう。</p> <p>（4）・（5） [略]</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>（3） 部 <u>宮崎県部等設置条例</u>（平成16年宮崎県条例第4号）第1条の規定により設けられた部等、宮崎県行政組織規則（平成10年宮崎県規則第15号）第6条第1項の規定により設けられた会計管理局及び労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第6項において準用する同法第19条の11第1項の規定により設けられた労働委員会事務局をいう。</p> <p>（4）・（5） [略]</p>

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、勝岡土地改良区（三股町）の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和6年2月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	馬 渡 広 二	都城市郡元町2720番地1

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項の規定において読

み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により公告する。

令和6年2月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(㎡)
小林市南西方字平原 552番1	田	1,603
小林市南西方字平原 552番3	田	57
小林市南西方字平原 553番	田	1,421
小林市南西方字平原 554番	田	1,041
小林市南西方字平原 555番	田	343
小林市南西方字平原 556番4	田	57
小林市南西方字平原 585番	田	158

2 利用権の内容、始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の内容	利用権の始期	利用権の存続期間	借賃に相当する補償金の額
賃借権	令和6年4月1日	5年 (令和11年3月31日まで)	70,200円

- 3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
公益社団法人宮崎県農業振興公社 理事長 亀澤 保彦
宮崎市恒久1丁目7番地14
- 4 農地の所有者等の情報
令和2年4月17日に登記名義人が死亡した後、所有者が確知で

- きない状態となっている。
- 5 補償金の支払の方法
利用権の始期までに宮崎地方法務局に補償金を供託する。
- 6 補償金の還付について
農地の所有者等は、宮崎地方法務局において、補償金の還付を受けることができる。

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

令和6年2月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となった事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-3)第30号	中央設備工業(株)	大元 文雄	宮崎県宮崎市大坪東3-11-26	一般	土木工事業、水道施設工事業、消防施設工事業	令和6年1月12日付けで廃業した旨の届け	令和6年1月12日(全廃業)
宮崎県知事許可(特-3)第30号	中央設備工業(株)	大元 文雄	宮崎県宮崎市大坪東3-11-26	特定	管工事業	令和6年1月12日付けで廃業した旨の届け	令和6年1月12日(全廃業)

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年2月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 都市計画を定める者の名称
都城市
- 都市計画の種類
都城広域都市計画特定用途制限地域
- 縦覧場所
宮崎県土木整備部都市計画課及び宮崎県都城土木事務所

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月29日

宮崎県人事委員会委員長 佐 藤 健 司

宮崎県人事委員会規則第 2 号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和45年宮崎県人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																					
<p>(採用試験の種類等)</p> <p>第 6 条 職員を採用するための競争試験（以下「採用試験」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6) 臨床検査技師採用試験</u></p> <p>(7)～(12) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>別表第 1 第 6 条第 1 項各号に掲げる採用試験の対象となる職及び程度</p> <table border="1"> <tr> <td>採用試験の種類</td> <td>採用試験の対象となる職</td> <td>知識、技術その他の能力の程度</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>保健師採用試験</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>臨床検査技師採</td> <td>医療職給料表（二）級別基準職務表の級 1</td> <td>短期大学卒業程</td> </tr> </table>	採用試験の種類	採用試験の対象となる職	知識、技術その他の能力の程度	[略]			保健師採用試験	[略]		臨床検査技師採	医療職給料表（二）級別基準職務表の級 1	短期大学卒業程	<p>(採用試験の種類等)</p> <p>第 6 条 職員を採用するための競争試験（以下「採用試験」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6) 削除</u></p> <p>(7)～(12) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>別表第 1 第 6 条第 1 項各号に掲げる採用試験の対象となる職及び程度</p> <table border="1"> <tr> <td>採用試験の種類</td> <td>採用試験の対象となる職</td> <td>知識、技術その他の能力の程度</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>保健師採用試験</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	採用試験の種類	採用試験の対象となる職	知識、技術その他の能力の程度	[略]			保健師採用試験	[略]	
採用試験の種類	採用試験の対象となる職	知識、技術その他の能力の程度																				
[略]																						
保健師採用試験	[略]																					
臨床検査技師採	医療職給料表（二）級別基準職務表の級 1	短期大学卒業程																				
採用試験の種類	採用試験の対象となる職	知識、技術その他の能力の程度																				
[略]																						
保健師採用試験	[略]																					

用試験	級の職	度
[略]		

[略]

別表第2 区分試験及びその対象となる職、試験種目並びに出題分野

第6条第1項各号に掲げる採用試験	区分試験	区分試験の対象となる職	試験種目	出題分野
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
保健師採用試験	[略]	[略]	[略]	[略]
臨床検査技師採用試験	臨床検査技師	主として臨床検査技師に関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	教養試験 専門試験 作文試験 人物試験 人物調査	医用工学概論（情報科学概論及び検査機器総論を含む。）、公衆衛生学（関係法規を含む。）、臨床検査医学総論（臨床医学総論及び医学概論を含む。）、臨床検査総論（検査管理総論及び医動物学を含む。）、病理組織細胞学、臨床生理学、臨床化学（放射性同位元素検査技術学を含む。）、臨床血液学、臨床微生物学、臨床免疫学
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

[略]

別表第3 第10条第1項に掲げる採用試験又は区分試験の受験資格

採用試験名	受験資格
[略]	[略]
保健師採用試験	[略]
臨床検査技師採用試験	当該年度の初日の前日における年齢が満29歳未満の者で臨床検査技師の免許を現に有する者又は当該年度以降に実施される最初の国家試験において免許を取得する見込みがある者
[略]	[略]

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

人事委員会公告

令和6年度宮崎県職員採用試験（大学卒業程度（一般行政特別枠、土木特別枠、農業土木特別枠、畜産特別枠、林業特別枠））の実施について、職員の任用に関する規則（昭和45年宮崎県人事委員会

[略]

[略]

別表第2 区分試験及びその対象となる職、試験種目並びに出題分野

第6条第1項各号に掲げる採用試験	区分試験	区分試験の対象となる職	試験種目	出題分野
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
保健師採用試験	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

[略]

別表第3 第10条第1項に掲げる採用試験又は区分試験の受験資格

採用試験名	受験資格
[略]	[略]
保健師採用試験	[略]
[略]	[略]

[略]

規則第1号)第12条の規定により、別冊のとおり公表する。

令和6年2月29日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤 健 司

令和6年度宮崎県職員採用試験（大学卒業程度（技術系職種））及び保健師採用試験の実施について、職員の任用に関する規則（昭

和45年宮崎県人事委員会規則第1号）第12条の規定により、別冊のとおり公表する。

令和6年2月29日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤健司

令和6年度宮崎県職員採用試験（大学卒業程度（一般行政・土木・農業土木・畜産・林業（社会人）））の実施について、職員の任用に関する規則（昭和45年宮崎県人事委員会規則第1号）第12条の規定により、別冊のとおり公表する。

令和6年2月29日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤健司

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第1号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

令和6年2月29日

宮崎県公安委員会委員長 江藤利彦

1 検定の種別及び級の区分

- (1) 貴重品運搬警備業務1級
- (2) 貴重品運搬警備業務2級
- (3) 雑踏警備業務1級
- (4) 雑踏警備業務2級

2 検定の実施日時、実施場所及び受検定員

(1) 実施日時

ア 貴重品運搬警備業務1級

(ア) 学科試験

令和6年6月4日（火）午前9時から午前11時まで

(イ) 実技試験

令和6年7月3日（水）午前9時から午後5時まで

イ 貴重品運搬警備業務2級

(ア) 学科試験

令和6年6月4日（火）午前9時から午前11時まで

(イ) 実技試験

令和6年7月2日（火）午前9時から午後5時まで

ウ 雑踏警備業務1級

(ア) 学科試験

令和6年6月4日（火）午前9時から午前11時まで

(イ) 実技試験

令和6年6月18日（火）午前9時から午後5時まで

エ 雑踏警備業務2級

(ア) 学科試験

令和6年6月4日（火）午前9時から午前11時まで

(イ) 実技試験

令和6年7月9日（火）午前9時から午後5時まで

オ 検定当日の受付時間

午前8時30分から午前9時まで

(2) 実施場所

ア 学科試験

宮崎県建設技術センター（宮崎市清武町今泉丙2559番地1）

イ 実技試験

(ア) 貴重品運搬警備業務1級及び同2級、雑踏警備業務1級
鹿児島県警察本部（鹿児島市鴨池新町10番1号）

(イ) 雑踏警備業務2級

宮崎県建設技術センター（宮崎市清武町今泉丙2559番地1）

(3) 受検定員

いずれの検定も30人（鹿児島県公安委員会が受付ける受検者を含むものとし、申請の受付先着順とする。）

3 検定の受検資格

(1) 貴重品運搬警備業務1級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当する者

ア 貴重品運搬警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 宮崎県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 貴重品運搬警備業務2級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員

(3) 雑踏警備業務1級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当する者

ア 雑踏警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 宮崎県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(4) 雑踏警備業務2級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員

4 検定の方法及び内容

(1) 貴重品運搬警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項に関すること。

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(エ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

(オ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

(ウ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 貴重品運搬警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項に関すること。

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(エ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(3) 雑踏警備業務 1 級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項に関すること。

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 雑踏の整理に関すること。

(エ) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(オ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関すること。

(イ) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(ウ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(4) 雑踏警備業務 2 級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項に関すること。

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 雑踏の整理に関すること。

(エ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関すること。

(イ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 検定申請の手続

(1) 受付期間及び時間帯

ア 令和 6 年 4 月 8 日 (月) から同年 4 月 19 日 (金) まで (土曜日及び日曜日を除く。)

イ 時間帯

午前 9 時から午後 4 時まで

(2) 提出書類

ア 貴重品運搬警備業務 1 級

(ア) 警備員等の検定等に関する規則 (平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。) 第 9 条の検定申請書 (検定規則別記様式第 1 号。以下「検定申請書」という。) 1 通

(イ) 受検者の住所を疎明する書面 (宮崎県内に住所を有する者に限る。)

(ウ) 当該営業所に属していることを疎明する書面 (宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)

(エ) 写真 2 枚 (申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさの正面、無帽、上三

分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

(オ) 貴重品運搬警備業務に係る 2 級検定合格証明書の写し及び貴重品運搬警備業務に係る 2 級検定合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを証する書面 (前記 3 の (1) の ア に該当する場合に限る。)

(カ) 貴重品運搬警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書 (前記 3 の (1) の イ に該当する場合に限る。)

(キ) 代理の者が提出する場合は、申請者の委任状

イ 貴重品運搬警備業務 2 級

(ア) 検定申請書 1 通

(イ) 受検者の住所を疎明する書面 (宮崎県内に住所を有する者に限る。)

(ウ) 当該営業所に属していることを疎明する書面 (宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)

(エ) 写真 2 枚 (申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

(オ) 代理の者が提出する場合は、申請者の委任状

ウ 雑踏警備業務 1 級

(ア) 検定申請書 1 通

(イ) 受検者の住所を疎明する書面 (宮崎県内に住所を有する者に限る。)

(ウ) 当該営業所に属していることを疎明する書面 (宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)

(エ) 写真 2 枚 (申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

(オ) 雑踏警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを疎明する書面 (前記 3 の (3) の ア に該当する場合に限る。)

(カ) 雑踏警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の写し (前記 3 の (3) の イ に該当する場合に限る。)

(キ) 代理の者が提出する場合は、申請者の委任状

エ 雑踏警備業務 2 級

(ア) 検定申請書 1 通

(イ) 受検者の住所を疎明する書面 (宮崎県内に住所を有する者に限る。)

(ウ) 当該営業所に属していることを疎明する書面 (宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)

(エ) 写真 2 枚 (申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

(オ) 代理の者が提出する場合は、申請者の委任状

(3) 検定申請書等提出先

受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警

察署 (郵送による提出は認めない。)

6 検定手数料

- (1) 貴重品運搬警備業務 1 級及び同 2 級ともに、検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県収入証紙により納付すること。
- (2) 雑踏警備業務 1 級及び同 2 級ともに、検定申請書を提出する際、13,000円相当額の宮崎県収入証紙により納付すること。
- (3) 納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 その他

- (1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。
 なお、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。
- (2) 学科試験に際しては、筆記用具を持参すること。
- (3) 合格発表は、検定当日に検定の実施場所において行う。

- (4) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定に関する目的以外に使用しない。
- (5) 公示後、社会情勢の変化により、検定実施の見合せ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。
- (6) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係 (代表電話0985-31-0110) に行うこと。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第 1 号

政治資金規正法 (昭和23年法律第 194号) 第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 17 条第 1 項の規定により、政党その他の政治団体から設立、異動及び解散の届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項及び第 17 条第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 2 月 29 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

1 設立届

○政党の支部

(ロ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党宮崎県宮崎市第八支部	齊藤了介	代口純一	宮崎市月見ヶ丘1丁目20番4号	令和5年12月11日
自由民主党宮崎県小林市第一支部	下沖篤史	田中美恵子	小林市南西方5706-10	令和5年12月19日

○その他の政治団体

(ニ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
宮崎の力研究会	野崎伸一	村川保訓	宮崎市花山手東1丁目9-5	令和5年12月4日
英の会	東国原英夫	谷口俊朗	宮崎市佐土原町上田島8123-7	令和5年12月28日
そのまんまさいとうゆきお後援会	齊藤幸夫	齊藤幸夫	宮崎市広島1丁目16-1 サンモール広島 902号	令和6年2月7日
日向新時代	黒木貴志	前田政明	日向市浜町2丁目56-1	令和6年2月9日

2 異動届

○政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党日向支部	畷原幸裕	会計責任者	日高和広	森腰英信	令和5年12月20日
自由民主党串間支部	瀬尾俊郎	主たる事務所の所在地	串間市西方5671-2	串間市寺里1-16-3	令和5年12月22日
		代表者	瀬尾俊郎	武田浩一	
自由民主党山田支部	長友俊美	主たる事務所の所在地	都城市山田町山田2112番地3	都城市山田町山田9755-4	令和6年1月29日
		代表者	長友俊美	荒神稔	
参政党宮崎第3支部	吉留諒	会計責任者	安影三和子	鳥井紗代子	令和6年2月10日

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
宮崎市商振連政治連盟	吉 田 孝 平	会 計 責 任 者	松 元 朝 子	櫛 間 節 夫	令和5年 4月1日
宮崎県木材産業政治連盟	外 山 正 志	代 表 者	外 山 正 志	高 嶺 清 二	令和5年 5月26日
宮崎県JF漁業政治連盟	是 澤 喜 幸	代 表 者	是 澤 喜 幸	宇 戸 田 定 信	令和5年 6月30日
さかい良子後援会	酒 井 良 子	主たる事務所の所在地	日南市大字萩之嶺1190	宮崎市錦本町4-52-504	令和5年 8月31日
麗和会	甲 斐 睦 央	代 表 者	甲 斐 睦 央	廣 末 誠	令和5年 11月17日
宮崎県ビルメンテナンス政治連盟	湯 浅 秀 文	代 表 者	湯 浅 秀 文	野 津 手 靖 丈	令和5年 11月24日
黒木章光後援会	黒 木 章 光	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体	令和5年 12月5日
いつきの会	外 山 齋	会 計 責 任 者	外 山 齋	外 山 千 草	令和5年 12月19日
宮崎の宝をつなぐ友の会	井 藤 友 昭	主たる事務所の所在地	宮崎市大字内海7471番地128	宮崎市大字加江田6411番地	令和6年 1月1日
中村千佐江後援会	坂 元 忍	会 計 責 任 者	大 浜 直 美	小 野 貴 司	令和6年 2月16日

3 解散届

○政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党宮崎県宮崎市第一支部	右 松 隆 央	令和5年12月22日

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
外山よしのり後援会	外 山 良 則	令和5年5月1日
松田和己後援会	金 子 祐 三	令和5年12月15日
杉田ためひさ後援会	杉 田 為 久	令和5年12月15日
すぎもと豊人後援会	杉 元 豊 人	令和5年12月20日
もりこし英信後援会	長谷川 実 利	令和5年12月22日
田村よしひろ後援会	田 村 祐 子	令和5年12月22日
まえはら淳一後援会	前 田 勲	令和5年12月24日
宮原よしひさえびの後援会	田 中 虎 夫	令和5年12月28日
岩元たけし後援会	四 本 喜 士	令和5年12月30日
河野正和後援会	河 野 正 和	令和5年12月31日
松尾隆文後援会	松 尾 隆 文	令和5年12月31日
社会民主主義フォーラムみやざき日向地域支部	海 野 誓 生	令和5年12月31日
かい政治後援会	甲 斐 政 治	令和5年12月31日

宮崎県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、資金管理団体の異動及び資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告

示す。

令和6年2月29日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

1 異動届

○その他の政治団体

届出者	公職の種類	資金管理団体の名称	異 動 事 項	異 動 後	異 動 前	異動年月日
黒 木 章 光	日向市長	黒木章光後援会	公職の種類	日向市長	参議院議員	令和5年12月5日

2 資金管理団体でなくなった旨の届

○その他の政治団体

届出者	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
河 野 正 和	河野正和後援会	令和5年12月31日
松 尾 隆 文	松尾隆文後援会	令和5年12月31日